

被保険者証管理規程 新旧対照表 (令和5年7月24日改訂)

新	旧
<p>第1条～第6条 略</p> <p>(再交付)</p> <p>第6条の2</p> <p>被保険者証は、所定の手続きにより再交付する。再交付に係る費用として、被保険者証1枚につき、<u>5000</u>円を徴収する。ただし、天災等のやむをえない事由により再交付する場合は、徴収しないものとする。</p> <p>附則</p> <p><u>この規程は、令和5年10月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>(再交付)</p> <p>第6条の2</p> <p>被保険者証は、所定の手続きにより再交付する。再交付に係る費用として、被保険者証1枚につき、<u>2000</u>円を徴収する。ただし、天災等のやむをえない事由により再交付する場合は、徴収しないものとする。</p>